

## 羽生市議会災害対策支援本部設置要綱

(設置)

第1条 羽生市議会議長(以下「議長」という。)は、羽生市災害対策本部(以下「市対策本部」という。)が設置されたときは、これに協力し、支援するため、羽生市議会災害対策支援本部(以下「支援本部」という。)を設置することができる。

(所掌事務)

第2条 支援本部は、円滑な災害対応に協力するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 議員の安否確認を行うこと。
- (2) 市対策本部から災害情報の提供を受け、議員に情報提供を行うこと。
- (3) 災害情報を収集し、及び整理し、市対策本部に提供すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、支援本部が必要と認める事務

(支援本部の構成等)

第3条 支援本部は、議長、副議長、会派の代表者をもって構成する。

- 2 議長は、支援本部を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 議長は、必要と認める場合、その他の議員の参加を求めることができる。

(議会事務局の対応)

第4条 議会事務局の職員は、市対策本部の事務分掌に支障のない範囲で支援本部の事務を補助する。

- 2 事務局長は、市対策本部の会議に出席し情報収集に努めるとともに、支援本部に対してその情報を提供するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月25日から施行する。